

学校法人会計とは

学校法人会計の根拠(私立学校振興助成法第 14 条第 1 項から抜粋)

「 ～ 省略 ～ 文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。」

私学助成補助金の交付を受ける学校法人については、補助金の適正な配分と効果のために、学校法人の経理の標準化を図る目的で「学校法人会計基準」が設けられています。

学校法人会計と企業会計の違い

学校法人会計と企業会計の大きな違いはその目的にあります。企業は営利を目的として、損益計算によって営業活動とその成果について正しくとらえ収益力を高めることを目的としているのに対して、学校法人会計は教育研究の遂行を目的とし、一般企業より高い公益性から安定的かつ持続性を保持した経営を目指すことを目的としております。

計算書類について

1、資金収支計算書 ～ 当該会計年度の諸活動に対応する全ての収入及び支出の内容及び当該会計年度における支払資金の収入及び支出のてん末を明らかにしている。

収入の部（収支計算書 前半部分）	支出の部（収支計算書 後半部分）
資金収入	資金支出
資金収入調整勘定（△） 未収入金、前期末前受金等	資金支出調整勘定（△） 期末未払金、前期末前払金等
前年度繰越支払資金	翌年度繰越支払資金
収入の部の合計	支出の部の合計

2、活動区分収支計算書 ～ キャッシュフローの観点から、教育研究活動という学校経営の基本事業からキャッシュをどの程度得たのか、生まれたキャッシュは施設設備（図書を含む。）にどの程度使われたのか、その残額（これを通常キャッシュフローという。）は資産運用や借入金等のその他の財務活動にどのように使われたのか、賄われたのかを見ることができる。

教育活動による資金収支	収入	学生生徒納付金収入 手数料収入 寄付金収入 補助金収入 等
	支出	人件費 教育研究経費支出 管理経費支出
	差引	プラス or マイナス
施設整備等活動による資金収支	収入	寄付金収入 補助金収入 売却収入 等
	支出	施設関係支出 設備関係支出
	差引	プラス or マイナス
その他の活動による資金収支	収入	借入金等収入 受取利息・配当金収入 等
	支出	借入金等返済支出 借入金等利息支出 等
	差引	プラス or マイナス

3、事業活動収支計算書 ～ 「経常的な収支（教育活動収支、教育活動外収支）」と「臨時的な収支（特別収支）」に区分して表示することにより、当該会計年度の学校法人の経営状況を明らかにし、各区分の収支の合計から、教育活動の継続とその水準の維持のため必要な基本金組入額を控除して表示している。

教育活動収支	事業活動収入の部	学生生徒納付金 手数料収入 他	経常的な収支
	事業活動支出の部	人件費 教育研究経費 他	
	教育活動収支差額		
教育活動外収支	事業活動収入の部	受取利息・配当金 他	
	事業活動支出の部	借入金利息 他	
	教育活動外収支差額		
経常収支差額			
特別収支	事業活動収入の部	資産売却差額 他	臨時的な収支
	事業活動支出の部	資産処分差額 他	
	特別収支差額		
基本金組入前当年度収支差額 各区分の収支差額の合計			
基本金組入額合計 △ 教育活動の継続とその水準の維持のため必要な額			
当年度収支差額 基本金組入後の当期収支差額			
～ (省略) ～			

4、貸借対照表 ～ 会計年度末時点の学校法人の財政状況をまとめた計算書類であり、資産、負債、純資産（基本金、繰越収支差額）の状態を表した計算書類である。学校法人の貸借対照表の特徴として、企業会計では流動性配列法（流動性の高い現金預金などを上から表示）により表示されているが、学校法人会計では教育研究の継続に重要な基本的な固定資産から表示する固定性配列法により表示されている。

資産の部	固定資産 有形固定資産 土地、建物 等 特定資産 その他の固定資産 ソフトウェア 他	負債の部	固定負債 長期未払金 他 流動負債 未払金 預り金 他 負債の部 合計
	流動資産 現金預金 未収入金 他	純資産の部	基本金 繰越収支差額 純資産の部合計
資産の部 合計			負債及び純資産の部 合計